

●香川県公告第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
西村ジョイ株式会社 高松市成合町八九一番地一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
西村ジョイ成合店 高松市成合町八一二番地一ほか
- 3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 六、六二六平方メートル
変更後 一五、三二一平方メートル

二 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 二五八台
変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 六二五台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 一二台
変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 三六台
- 3 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 別図のとおり
容量 一二立方メートル
変更後 位置 別図のとおり
容量 六九立方メートル

三 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 午後七時三十分
変更後 午後八時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前七時三十分から午後八時まで
変更後 午前七時三十分から午後八時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 数 二箇所
位置 別図のとおり
変更後 数 三箇所
位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

- 4 変更年月日
3の一、二の事項 平成十六年十二月一日
3の三の事項 平成十六年七月一日

二 届出年月日

平成十六年六月十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年六月二十五日（金曜日）から同年十月二十五日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年十月二十五日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ